

令和元年第7回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和元年 7月25日(木)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

1階中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 元年 7月16日		
2	招集の期日	令和 元年 7月25日		
3	会 期	令和 元年 7月25日から 令和 元年 7月25日まで		
4	招 集 委 員	5 名		
5	出 席 委 員	5 名		
6	欠席委員氏名			
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	4 件	4 件	0 件	0 件
	計			
	4 件	4 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和元年教育委員会第6回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町スクールバス運行要綱の制定について
議案第2号	教員住宅の用途廃止について
議案第3号	令和元年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

承認第1号

令和元年教育委員会第6回定例会会議録の承認について

記

署名委員 岩 佐 雅 弘 氏より報告

令和元年7月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

議案第 1 号

湧別町スクールバス運行要綱の制定について

湧別町スクールバス運行要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和元年 7 月 2 5 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

町内の学校に通学する児童生徒の通学手段の確保及び学校事業の円滑な運営のため、スクールバスを運行するものである。

湧別町スクールバス運行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の学校に通学する児童生徒の通学手段の確保及び学校事業の円滑な運営のため、スクールバスの運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 登下校便 町立学校に通学する児童生徒が登下校のため利用するスクールバス
- (2) 学校行事便 登下校便以外の目的で利用するスクールバス

(利用料)

第3条 スクールバスの利用料は、無償とする。

(登下校便の運行方法)

第4条 登下校便の学校、運行区間、乗車場所、運行日、発着時刻などの運行方法は、教育長が別に定める。

(登下校便の利用者の範囲)

第5条 登下校便を利用することができる児童生徒の範囲は、教育長が別に定める。

(学校行事便の運行)

第6条 学校行事便は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、登下校便の運行に支障が出ない場合に運行する。

- (1) 町立学校の教育活動として教育計画に基づき、校外学習、社会見学、体験学習及び宿泊研修等に使用するとき。
- (2) 町立学校の部活動等に使用するとき。
- (3) 町立学校が特別日課のため定期外の運行に使用するとき。
- (4) 災害・事故の発生等で公益上緊急の必要があるとき。

(学校行事便の使用申請、許可)

第7条 学校行事便の使用許可を受けようとする者は、利用希望日の10日前までにスクールバス使用申請書を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は前項の規定による申請について内容を確認し、適当と認めたときはその使用を許可する。
- 3 教育長は、前項の規定により使用許可を受けた者が、許可の内容と異なる目的に使用し、又は使用されることが予想されるときは、許可を取り消すことができる。

(スクールバスの住民利用)

第8条 スクールバスの運行に支障がない範囲で、湧別町に住所を有する一般住民はスクールバスに同乗することができる。

- 2 前項の規定により同乗する一般住民は、事前に教育長の許可を得なければならない。

(運行管理の委託等)

第9条 教育長は、スクールバスの運行管理上必要があると認めるときは、運行管理を委託することができる。

2 前項の規定によりスクールバスの運行管理を委託されたもの(以下「受託業者」という。)は、人員輸送の安全確保のため、運転者の労務及び車両の管理に努めなければならない。

3 受託業者は、運行責任者及び運転者を置くものとする。

(運行責任者等の責務)

第10条 運行責任者及び運転者は、常に安全運転に心掛けるとともにスクールバスの運行に関し必要な記録を行い、車両の状態を常に熟知し、及び必要な報告をしなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第2号

教員住宅の用途廃止について

教職員住宅の一部について、教職員住宅としての用途を廃し、町に返還するよう町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

令和元年7月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

教職員住宅のうち教職員の入居予定のない住宅について教職員住宅としての用途を廃止するものである。

議案第2号 説明資料

教員住宅の用途を廃止する財産

1 用途廃止する日 令和元年7月31日

2 教員住宅の用途を廃止する財産

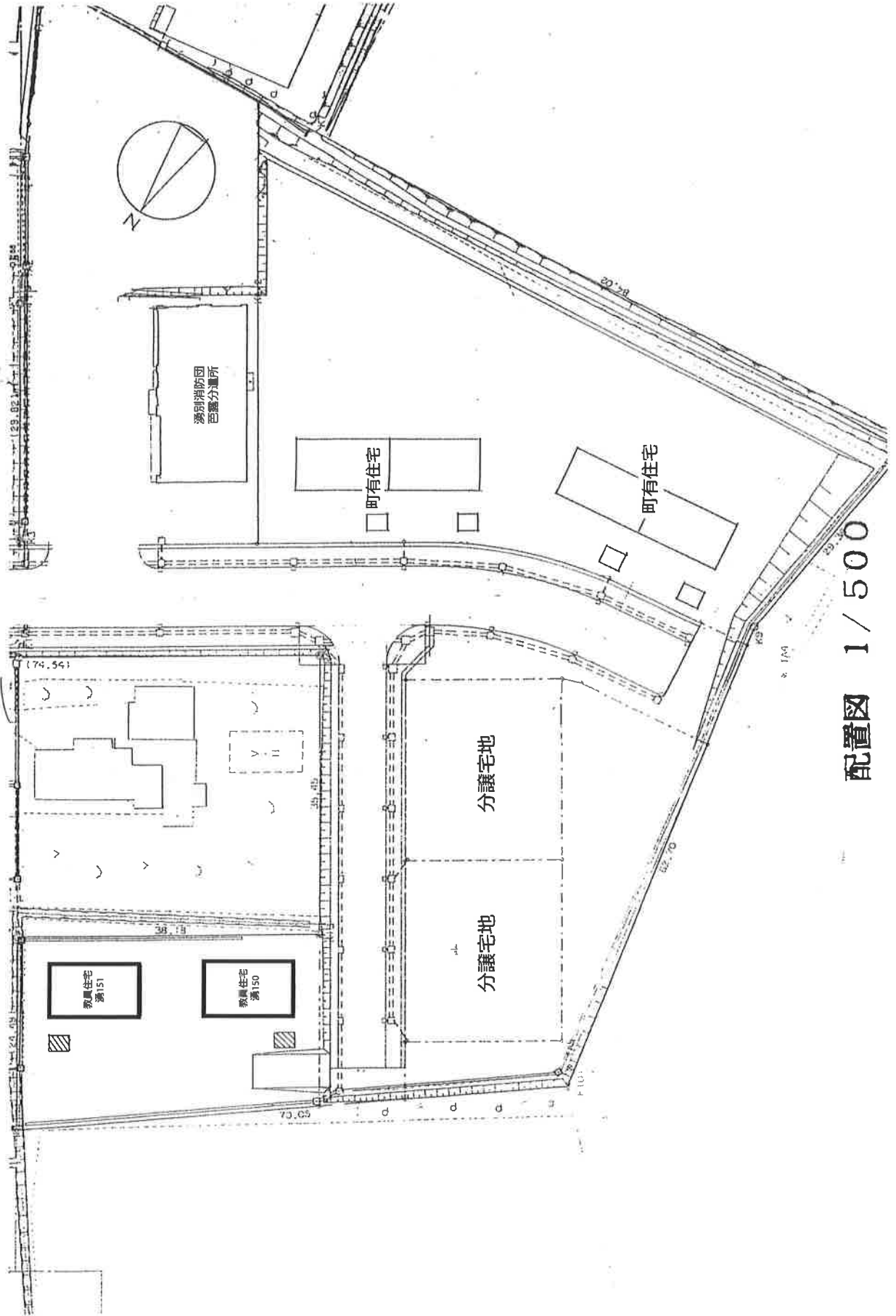
(1) 名称 教職員住宅(湧150号)
所在 湧別町芭露279番地の7
面積 73.71平方メートル
構造 木造平屋建
建設年 平成9年
価格 10,395千円

(2) 名称 教職員住宅(湧151号)
所在 湧別町芭露279番地の7
面積 73.71平方メートル
構造 木造平屋建
建設年 平成9年
価格 10,395千円

3 位置図 別紙のとおり

議案第2号 説明資料 用途廃止教員住宅位置図

国道238号線



配置図 1 / 500

議案第3号

令和元年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和元年度要保護及び準要保護児童生徒を次のように認定する。

記

別紙のとおり

令和元年7月25日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。